

重要水防区域												
飯田建設事務所												
水防管理団体名	河川名	箇所番号	河川管理者	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水防倍	区分と予想される危険	水防工法
阿南町	売木川	①	県	一級	左	B	70	1	和合帯川	2.0	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
					右	B	70	1	和合巾川			
	売木川	②	県	一級	左	B	80	1	和合日吉	2.0	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
	牛ヶ爪川	③	県	一級	右	B	40	1	富草大島橋付近	2.0	余裕高不足	積土のう
	牛ヶ爪川	④	県	一級	左	B	100	1	富草牛ヶ爪橋付近	2.0	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
	大沢川	⑤	県	一級	左	B	80	1	富草雲雀沢入口の上下	2.0	余裕高不足	木流し
					右	B	80	1				
	門原川	⑥	県	一級	左	B	300	1	富草阿南陶芸センター下付近	2.0	護岸等決壊	木流し 蛇籠布せ
	門原川	⑦	県	一級	左	B	300	1	富草浅野堰堤	2.0	護岸等決壊	木流し 蛇籠布せ
					右	B	55	1				
	門原川	⑧	県	一級	左	B	70	1	門原大橋上付近	2.0	護岸等決壊	木流し 蛇籠布せ
	和知野川	⑨	県	一級	左	B	120	1	南條和知野	2.0	護岸等決壊	木流し 蛇籠布せ
					右	B	76	1	二瀬キャンプ場付近			
	和知野川	⑩	県	一級	左	B	50	1	和合、上和合橋の上	2.0	護岸等決壊	木流し 蛇籠布せ
	和知野川	⑪	県	一級	右	B	150	1	西條池の島 キャンプ場付近	2.0	余裕高不足	木流し
	和知野川	⑫	県	一級	左	B	100	1	西條池の島	2.0	余裕高不足	木流し 蛇籠布せ
	和知野川	⑬	県	一級	右	B	100	1	和合巾川	2.0	余裕高不足	木流し 蛇籠布せ
	早木戸川	⑭	県	一級	左	B	80	1	新野砂田上	2.0	余裕高不足	木流し 蛇籠布せ
					右	B	80	1				
	早木戸川	⑮	県	一級	左	B	100	1	新野伊豆社入口	1.5	余裕高不足	木流し 蛇籠布せ
	早木戸川	⑯	県	一級	左	B	35	1	新野本町裏	1.5	余裕高不足	木流し 蛇籠布せ
				右	B	35	1					
早木戸川	⑰	県	一級	左	B	40	1	新野出合橋	1.5	余裕高不足	積土のう	
				右	B	40	1					
早木戸川	⑱	県	一級	左	B	300	1	国道418号沿線	1.5	余裕高不足	木流し 蛇籠布せ	
				右	B	300	1					
早木戸川	⑲	県	一級	左	B	150	1	新野川尻	1.5	余裕高不足	木流し 蛇籠布せ	
				右	B	150	1					
市ノ瀬川	⑳	県	一級	左	B	50	1	新野芳ヶ洞	2.0	余裕高不足	積土のう	
				右	B	50	1					
市ノ瀬川	㉑	県	一級	右	B	130	1	松田橋	2.0	護岸等決壊	木流し 蛇籠布せ	
県計							3,771	33				
阿南町	井戸入沢川	(1)	町	準用	左	B	50	1	新野坂前	1.8	護岸等決壊	木流し 蛇籠布せ
					右	B	80	1				
	井戸入沢川	(2)	町	準用	左	B	230	1	新野堤下	2.0	護岸等決壊	木流し 蛇籠布せ
	鬼渡沢川	(3)	町	準用	左	B	80	1	北條御供裏	2.0	護岸等決壊	木流し 蛇籠布せ
					右	B	80	1				
	千木沢川	(4)	町	準用	左	B	20	1	東條大下桑保育園裏	2.0	護岸等決壊	木流し 蛇籠布せ
					右	B	20	1				
千木沢川	(5)	町	準用	左	B	114	1	東條大下桑保育園裏	2.0	護岸等決壊	木流し 蛇籠布せ	
大村川	(6)	町	準用	左	B	500	3	新野大村	1.5	護岸等決壊	木流し 蛇籠布せ	
				右	B	500	1					
平沢川	(7)	町	準用	左	B	500	2	和合帯川上	2.0	護岸等決壊	木流し 蛇籠布せ	
				右	B	500	2					
町計							2,674	16				
計							6,445	49				



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものの（承認番号 平22関複、第106号）の一部を転載したものである。」

## 応援協定締結状況

令和3年1月1日現在

No	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	協定締結 (改正最終) 年月日	協定内容
1	県境域消防相互応援協定	天龍村、売木村、豊根村	S53. 8. 7	水火災害時の消防団の相互応援
2	阿南地域消防相互応援協定	下條村、泰阜村、売木村、天龍村	S57. 4. 1 (H24. 4. 1)	水火災害時の消防団の相互応援
3	長野県市町村災害時相互応援協定	長野県内全市町村	H8. 4. 1 (H23. 12. 16)	
4	災害時の医療救護についての協定	飯伊地区包括医療協議会、飯田下伊那医師会、飯田市医師会、飯田下伊那歯科医師会	H8. 5. 31	災害時の医療救護
5	災害時における飯伊18市町村と飯田郵便局並びに飯田市・下伊那郡特定郵便局との相互応援協定	飯田郵便局・飯田市下伊那郡特定郵便局	H9. 8. 25	預貯金の非常払い戻し、非常貸付、郵便の輸送確保等
6	災害時における住民生活の早期安定を図るための協定	飯伊14市町村 南信州広域連合 みなみ信州農業協同組合	H12. 1. 20	災害時の相互応援
7	三遠南信災害時相互応援協定	愛知県豊橋市、田原市、豊川市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、静岡県浜松市、湖西市、磐田市、袋井市、森町、掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市、長野県飯田市、松川町、高森町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、駒ヶ根市、伊那市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	H17. 11. 4 (R2. 3. 31)	災害時の相互応援
8	災害時消防相互応援協定	南信州広域連合 飯伊14市町村	H18. 1. 13	災害時の相互応援
9	災害時における避難施設等の被災調査に関する協定	社団法人長野県建築士会 (南信州広域連合と締結)	H18. 12. 21	避難施設の応急危険度判定等
10	非常時における飲料供給に関する覚書	糖乳業(株) ダイドードリンコ(株)	H19. 9. 25	非常時における飲料供給
11	災害時における応急対策業務に関する協定	阿南町建設業協会	H23. 1. 5	災害時の応急対策業務
12	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	H23. 5. 20	各種情報交換
13	大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定	国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所	H24. 3. 15	大規模土砂災害等時の相互応援
14	災害時における救援物資の	(株)蔵	H25. 4. 1	災害時の救援物

	提供に関する協定			資の提供
15	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	長野LP協会飯伊支部 (一社)長野県LPガス協会	H26.3.5	
16	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)	H26.4.1	特設公衆電話の利用
17	「道の駅信州新野千石平」防災施設に関する覚書	飯田建設事務所	H27.2.12	防災施設の利用
18	阿南町災害緊急放送に関する協定	飯田エフエム(株)	H29.10.13	災害時の緊急放送
19	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	生活協同組合コープながの	H29.11.21	災害時の応急生活物資供給
20	災害時における応急調査業務に関する協定	(株)小林コンサルタント	H30.9.11	災害時における調査、測量、設計等の応急業務
21	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H30.9.26	災害時における物資供給
22	災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H30.9.26	災害に係る情報発信
23	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	共栄ダンボール(株) Jパックス(株)	H31.1.21	災害時における応急生活物資(段ボールベッド等)の供給
24	災害時における物資供給に関する協定	阿南町商工会	H31.2.12	災害時における物資供給
25	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	R1.11.14	地図製品等の供給
26	長野県阿南少年自然の家の避難所等施設使用に関する協定	長野県教育委員会	R2.2.21	施設の利用
27	災害時における福祉避難所の運営に関する協定	社会福祉法人阿南町社会福祉協議会	R2.4.1	福祉避難所の運営
28	災害時における福祉避難所の運営に関する協定	特定非営利活動法人宅老所いこいの家	R2.4.1	福祉避難所の運営
29	災害時における福祉避難所の運営に関する協定	社会福祉法人ひだまりの郷あなん	R2.4.1	福祉避難所の運営
30	災害時における福祉避難所の運営に関する協定	社会福祉法人サンあなん	R2.4.1	福祉避難所の運営
31	災害時における福祉避難所の運営に関する協定	社会福祉法人萱垣会	R2.4.1	福祉避難所の運営
32	災害時における相互協力に関する協定	東日本電信電話(株)	R2.6.30	回線の提供
33	緊急時における感染症防止に係るマスクの供給に関する協定	興亜エレクトロニクス(株)	R2.10.1	マスクの供給、運搬
34	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	長野県石油協同組合 長野県石油協同組合飯田支部	R2.10.9	石油類の優先給油、給油所の施設提供等
35	災害時における資機材レンタルの協力に関する協定	(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部	R2.11.2	資機材のレンタル
36	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	阿南町社会福祉協議会	R3.1.1	災害ボランティアセンターの設置及び運営

## 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

(令和元年10月23日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅		
		1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の实情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の实情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住宅に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急処理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができな	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内	災害発生の日から1か月以内						

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	い者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内		
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実状に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,500円以内 1. 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 2. 検案 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第	災害救助法第7条第1項の規定	救助の実施が	時間外勤務手当及び旅費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	4条第1号から第4号までに規定する者	により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	認められる期間以内	は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害弔慰金、災害障害見舞金の支給基準

○「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年 9 月 18 日法律第 82 号）

1. 災害弔慰金の支給

- (1) 実施主体 市町村（特別区を含む）
- (2) 対象災害自然災害
  - ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
  - ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
  - ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
  - ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族
  - ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母
  - イ. 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹  
(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)
- (4) 支給額
  - ア. 生計維持者が死亡した場合 5 0 0 万円
  - イ. その他の者が死亡した場合 2 5 0 万円
- (5) 費用負担 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

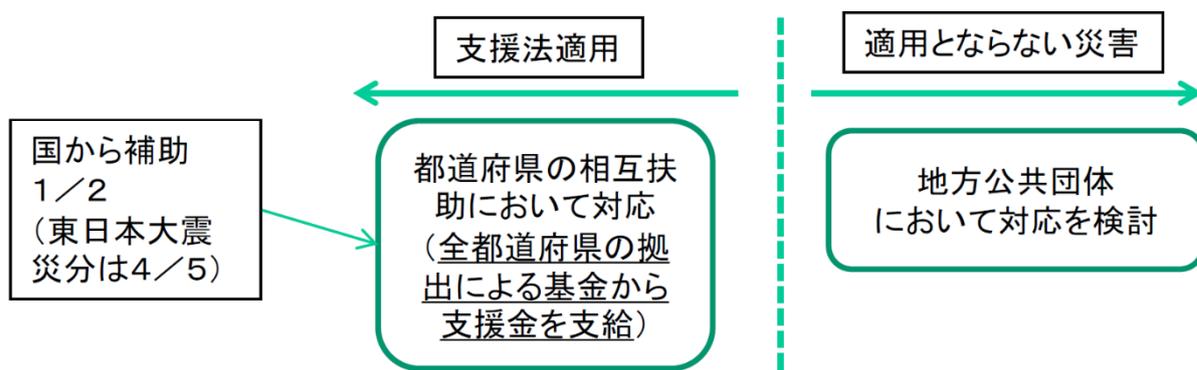
2. 災害障害見舞金の支給

- (1) 実施主体 1 に同じ
- (2) 対象災害 1 に同じ
- (3) 受給者 (2) により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
- (4) 支給額
  - ア. 生計維持者 2 5 0 万円
  - イ. その他の者 1 2 5 万円
- (5) 費用負担 1 に同じ

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等（別添参照）

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

4. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (3. ①に該当)	解体 (3. ②に該当)	長期避難 (3. ③に該当)	大規模半壊 (3. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

③中規模半壊（損失割合30%台）時に支給する支援金

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	100万円	50万円	25万円

5. 支援金の支給申請

（申請窓口）市町村

（申請時の添付書面）①基礎支援金：罹災証明書、住民票等

②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

（申請期間）

①基礎支援金：災害発生日から13月以内

②加算支援金：災害発生日から37月以内

制度の対象となる自然災害

①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村※1  
 <参考>

災害救助法施行令 別表第1（第1号関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

災害救助法施行令 別表第2（第2号関係）※2

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

※1 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなされる

※2 別表第2に該当する被害が発生した都道府県については、別表第1の世帯数の2分の1に該当する被害が発生した市町村

② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

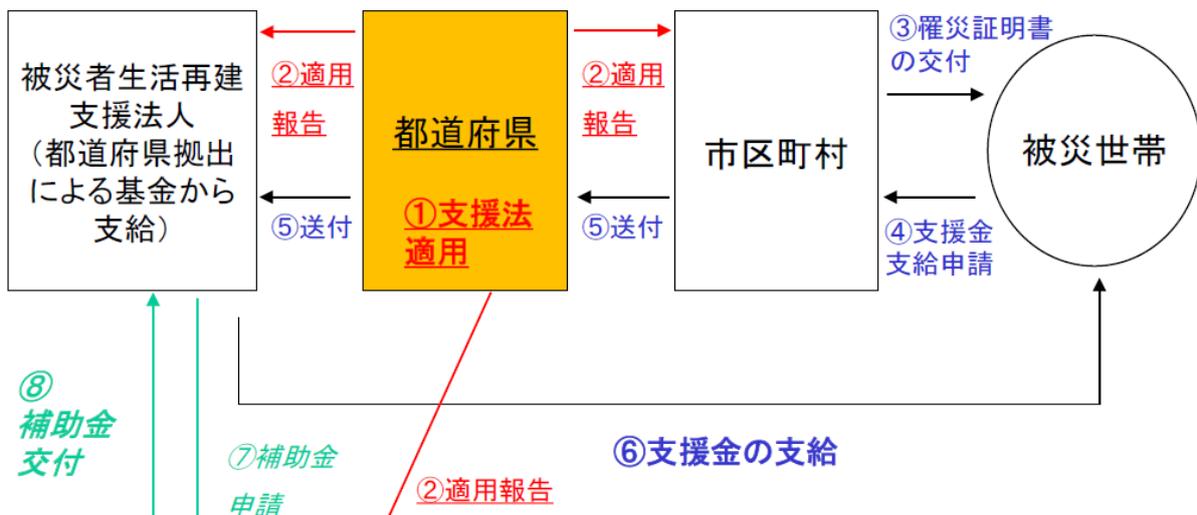
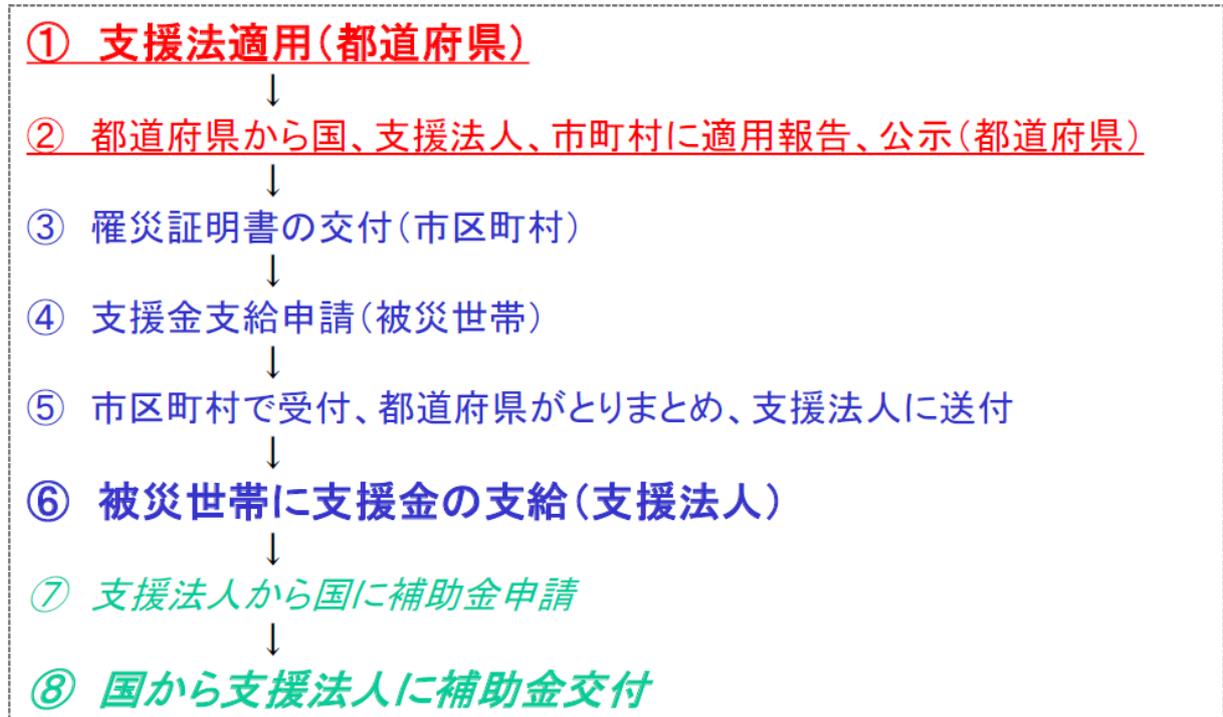
④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

## 支援金支給までの手続き



- <申請期間>
- ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
  - ②加算支援金: 災害発生日から37月以内
- <申請に必要な書面>
- ・支援金支給申請書
  - ・住民票等
  - ・罹災証明書等
  - ・預金通帳の写し
  - ・その他関係書類
  - 契約書(住宅の購入・補修、借家の賃貸借 等)